

## 教職課程の自己点検・評価に関する方針

令和4年5月25日制定

令和5年3月22日改正

自己点検評価委員会

(目的)

第1条 この方針は、教育職員免許法施行規則第22条の8に定める教職課程の自己点検・評価について、必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の事項)

第2条 教職課程の自己点検・評価を実施する事項については、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)の「2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示」に示された以下の各号の内容により実施するものとする。

- (1)教育理念・学修目標
- (2)授業科目・教育課程の編成実施
- (3)学修成果の把握・可視化
- (4)教職員組織
- (5)情報公表
- (6)教職指導(学生の受け入れ・学生支援)
- (7)関係機関等との連携

2 前項の(1)から(3)及び(7)については、「北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」(令和3年3月2日制定)、(4)・(5)については、「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則(令和3年2月18日令和2年規則第106号)第2条第1項第1号、(6)については、「北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」(令和3年3月10日制定)及び「北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」(令和3年2月18日制定)により実施するものとする。

(その他)

第3条 上記に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。